

秋水園ふれあいセンター市民協議会 個人情報取扱規程

改訂履歴

版数	制改訂日	変更内容
初版	平成19年04月01日	新規制定

個人情報取扱規程

この規程は、秋水園ふれあいセンターの管理運営（以下「業務」とする。）に関わる個人情報の取扱いに関し、秋水園ふれあいセンター市民協議会（以下「協議会」とする。）の遵守すべき義務等を「東村山市秋水園ふれあいセンターの管理運営に関する基本協定書」（以下「協定書」とする。）および同協定書の「個人情報取扱特記事項」に基づき定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

1．個人情報の収集の範囲

協議会が、業務で収集する個人情報は次のとおりとする。

- （１）市民協議会会員の住所・氏名・電話番号
- （２）団体登録に関する当該団体の代表者および会員の住所・氏名・電話番号
- （３）施設の使用許可に伴う申請者の住所・氏名・電話番号
- （４）各種講座・講演会等のイベント参加者の住所・氏名・電話番号

2．個人情報収集の目的

前に掲げる個人情報の収集目的は次のとおりとする。

- （１）協議会事業に伴う連絡、保険の加入等のため
- （２）使用許可に伴う地元優先枠の判断のため当該団体の構成状況の把握のため
- （３）施設の使用に伴う連絡のため
- （４）イベント等開催に伴い事前通知等が必要な場合の参加者本人への連絡

3．従事者への周知

業務に関して知り得た個人情報は、前条の目的以外には使用しないよう従事者に対し必要な教育を行ない周知徹底する。また、業務に従事しているものは、従事しないこととなった以後の期間（退職後も含む）においても、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は本業務の実施以外の目的のために使用してはならない。

4．業務の外部委託

指定管理業務の一部を外部業者に委託をする場合は、当該外部委託業者に

対し、個人情報の保護及び漏洩の防止に努めるよう契約書若しくは協定書等において定めなければならない。

5．適正管理

- (1) 協議会が、業務に伴い収集した個人情報は、改ざん、毀損及び漏洩を防止するため、名簿、申請書等の書類を適正に管理しなければならない。
- (2) 個人情報が記載されている書類等は「秋水園ふれあいセンター文書取扱規程」に基づき適正に管理・保存し、同規程に定められている保存期間満了の際は、漏洩防止のため焼却・溶解・粉碎等の適正な処置にて文書を破棄する。

6 外部提供

協議会が、業務に関して知り得た個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、如何なる第三者にも開示しない。

- (1) 本人の同意を得た場合
- (2) 個人が識別できない状態で開示する場合
- (3) 法令にもとづき必要と判断される場合
- (4) 管理運営協定を交わしている東村山市からの要請があった場合

7．個人情報の開示、訂正等について

協議会が保有する個人情報について、内容の開示や訂正、削除を希望された場合は、当該請求が本人によるものと確認できた場合に限り、合理的な期間内に開示、訂正、削除する。

8．開示に関わる手続

開示に関わる手続は、秋水園ふれあいセンター市民協議会情報公開規程の規程にもとづき手続を行なうものとする。

9．苦情の申出について

協議会は、本業務に関して取扱う個人情報に関する相談や苦情があった場合は、速やかに内容を伺い、必要な対応を行なわなければならない。また、苦情の対応について必要があれば、東村山市の指示等を仰ぐことができる。